ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

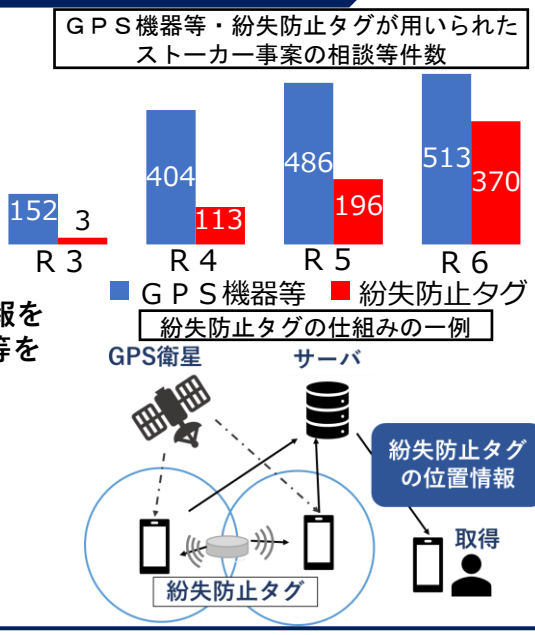
位置情報無承諾取得等に該当する行為の追加（第２条第３項）

▶ 昨今、**「紛失防止タグ」**（※１）を悪用して相手方の所在に関する情報を取得しようとするストーカー事案が**増加**

▶ 紛失防止タグは、**現行法の規制**（※２）**の対象外**

※１　紛失物の発見の補助等を目的として開発・販売されている装置

※２　位置情報記録・送信装置（GPS機器等、自らの位置情報を記録し、又は送信する装置）の位置情報を取得する行為等を「位置情報無承諾取得等」として規制



▶ 次の行為を**位置情報無承諾取得等に追加**

- 紛失防止タグの位置情報を取得する行為
- 紛失防止タグを取り付ける行為等

その他

１ ストーカー行為等の相手方に係る一定の情報を提供するおそれがある者への通知（第６条）

探偵業者をはじめとする第三者からストーカー行為等の相手方の所在等に関する情報を入手して、ストーカー行為等を行う事案が発生

事例

避難中の相手方の実家の情報を探偵業者から入手した行為者が、当該実家に刃物を持って押し掛けた。

警察本部長等は、相手方情報保有者等（※）が、ストーカー行為等をするおそれがある一定の者に対してストーカー行為等の相手方の氏名、住所等の情報を提供するおそれがあると認めるときは、

当該相手方情報保有者等に対し、

- **情報提供先がストーカー行為等をするおそれがある者であることを通知**して、
- **情報提供を行わないよう求める**

ことができることとする。

※　警告又は禁止命令等を受けた違反行為の相手方に係る情報を保有し、又は保有しようとしている者

２ 職権での警告等（第４条・第５条）

現行法では、

▶ **警告**をするには、違反行為の相手方の**申出が必須**

▶ 警告・禁止命令等を求める旨の**申出を受けた場合に限り**、**警告・禁止命令等をした際の違反行為の相手方への通知**を実施

▶ **職権での警告**を創設

▶ **申出を受けていなくても通知**を実施

３ ストーカー行為等の相手方に対する援助（第９条第３項）

▶ 現行法では、ストーカー行為等の相手方に対する援助に係る**努力義務**の主体として、**ストーカー行為等が行われている地域の住民**を規定

▶ これまでストーカー行為等が行われていない**勤務先**や**学校**で被害に遭う事案が発生

事例

相手方の自宅付近を包丁を持ってうろついた行為者が、その約４か月後に相手方が通う高校に侵入し、包丁を所持して相手方を待ち伏せした。

▶ ストーカー行為等の相手方を**雇用する者**

▶ 当該相手方が**就学する学校の長**

を**努力義務**の主体に**追加**

４ 禁止命令等を行う都道府県公安委員会等（第14条）

ストーカー行為等の相手方が転居した場合を念頭に、**当該相手方の当該違反行為が行われた時における住居の所在地を管轄する都道府県公安委員会等**を禁止命令等の主体に**追加**